

# 生徒会会則

## 第1章 総則

第1条 この会は東大和市立第二中学校生徒会といい、本部を東大和市立第二中学校内に置く。

第2条 この会は生徒の個性を伸ばし、将来よき社会人としての生活態度を養うことを目的とする。

第3条 この会の目的を達成させるため、校長の承認を得て次のような活動をする。

1. 会員全体の福祉を増進させる活動。
2. 学習活動を発展向上させる活動。
3. 会員相互の理解と共同生活を会得させる活動。
4. 校内の風紀を維持すると共に、これを増進させる活動。
5. その他目的を達成させるために必要な活動。

## 第2章 組織および機関

第4条 この会は東大和市立第二中学校生徒全員を会員とする。

第5条 本校職員は顧問としてこの会の育成について、その指導にあたる。

第6条 この会の目的を達成させるために次の機関を置く。

生徒総会・役員会・代議員会・専門委員会・学級委員会・特別委員会・選挙管理委員会

### 第7条 生徒総会

1. 生徒総会はこの会の最高議決機関であって、会長が召集する。
2. 生徒総会の議長は、そのつど役員外より選出する。役員は議決権をもたない。
3. 総会の期日は、5月・10月の2回とし、その他会長が必要と認めたときは、校長の許可を得てから開くことができる。

4. 総会の仕事は、次の通りである。

(1) 役員承認。

(2) 規約の制定および改正。

(3) 活動報告および活動計画の承認。

(4) その他目的達成に必要なこと。

5. 総会の議決は出席者の過半数をもって決定する。

## 第8条 役員会

1. 役員会は本部役員をもって構成する。

2. 役員会は原則として、毎月2回以上開くこととする。

3. 役員会は専門委員会、学級委員会などの諸機関との連絡を密接にして、次の仕事を行う。

(1) 総会や代議員会の企画運営。

(2) 専門委員会、学級委員会などの諸機関や職員会議の要請事項の審議。

(3) 会員相互の連絡、組織の充実。

(4) その他必要と認めたこと。

## 第9条 代議員会

1. 代議員会は総会につぐ議決機関であり、役員会より提案された案件を審議し、決定し実行する。

2. 代議員会は原則として、毎月定例の専門委員会終了後に会長の召集によって開催するが、また会長が必要と認めた場合は臨時に開くこともできる。

3. 代議員会の議長は、そのつど役員外より選出する。役員は議決権をもたない。

4. 代議員会は役員、学級委員、各専門委員会委員長をもって構成するが、必要に応じて特別委員会委員長、選挙管

理委員会委員長を出席させることもできる。

## 第10条 専門委員会

1. 専門委員会は各学級より選出された男女各1名の各種委員により構成する。任期は半年とし、再選をすることができる。

2. 各専門委員会は委員の互選により、正副委員長を選出し、必要に応じて細則を作ることができる。

3. 専門委員会は原則として毎月1回開き、審議した案件を本部に提案し、代議員会の議決を得て、これを執行しなければならない。ただし、急を要する場合は本部の承認を得て執行することもできる。また、臨時に会を開くときは、前もって、本部に連絡しなければならない。

4. 専門委員会の種類とその仕事は次の通りである。

(1)生活委員会は、明るい学校生活向上のために計画を立案し、生徒心得、点検活動、風紀問題、朝礼および集会の整列の指導徹底をはかる。

(2)図書委員会は、図書貸出し規則の作成および改定、課外読物の研究、良い本の推薦、その他図書室管理に関する計画を立案し、実行する。

(3)放送委員会は、校内放送その他放送に関する計画を立案し実行する。

(4)整備委員会は、校舎内外の清掃美化活動、清掃用具、校具の修理保管、その他学校整備に関する計画を立案し実行する。

(5)保健委員会は、保健用具の保管、身体測定および感染症予防に関する啓蒙、その他生徒の保健体育に関する計画を立案し実行する。なお、給食指導、給食に関する計画を立案し実行する。

## 第11条 学級委員会

1. 学級委員会は、各学級より選出された男女各1名の学級委員により構成する。任期は、半年とし、再選をすることができる。

2. 学級委員会は、各学年ごとの活動を基本とし、各学年で、委員の互選により正副委員長を選出する。

3. 学級委員会は、原則として毎月1回開き、審議した案件を本部に提案する。

4. 学級委員会は、学級間の諸問題を整理、検討する。

## 第12条 学級会

1. 学級会は、この会の推進の母体となって、生徒会活動発展のための要望事項を審議し、学級委員会や各専門委員会に提案する。

2. 学級会は、生徒会役員候補者を推薦する。

3. 学級会は、学級委員男女各1名、各種専門委員男女各1名を選出する。

## 第13条 特別委員会(文化行事委員会、体育行事委員会)

1. 文化行事委員会は、文化的行事の推進と立案計画およびその実施にあたる。

2. 体育行事委員会は、体育的行事の推進と立案計画およびその実施にあたる。

3. 特別委員会は、特別の行事のあるときに限り設けるものとし、その構成などについては、代議員会で決定する。

4. 各特別委員会は、委員の互選により正副委員長を選出する。

## 第14条 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会は、生徒会役員選挙のときに限り設けるものとする。

2. 選挙管理委員会の構成員やその任期などは、代議員会で決定する。ただし、候補者と選挙管理委員は兼任できない。

3. 選挙管理委員会は、委員の互選により正副委員長を選出する。また、必要に応じて選挙細則をを作ることができる。

4. 選挙管理委員会は、選挙の公正な管理を行うため、次の仕事をする。

(1)選挙の公示・立候補の受付・立候補者の公示。

(2)選挙公報の作成と配布。

(3)立会演説会の計画と運営。

(4)投票用紙、投票箱その他の準備。

(5)当選者の決定や無効の場合の公示。

(6)その他必要な事項。

### 第3章 役員

第15条 この会には次の役員を置き、全員の投票により選出する。会長1名、副会長2名、書記2名、ただし、被選挙者は1、2年生により、会長は2年生、副会長、書記は2年生1名、1年生1名とする。

第16条 本部役員は10月に選出し、総会の承認を得なければならない。尚、役員数が定員に満たない場合は、追加選挙をする。

第17条 本部役員の仕事は次の通りである。

(1)会長は生徒会を代表し、すべての生徒会活動に対する責任をもつ。

(2)副会長は会長を助け、事故のある場合は代理をする。

(3)書記は生徒会の記録、その他の事務にあたる。

第18条 本部役員の任期は1年とし、再選をすることができる。ただし、各種専門委員、学級委員、選挙管理委員との兼任はこれを認めない。

### 第4章 附則

第19条 会長の要請または承認によって必要ある場合は、学級委員、各種専門委員により学年別自治会を開くこともできる。

第20条 役員、専門委員、学級委員および各機関の正副委員長は、それぞれ選出された母体の承認を得なければ辞任することができない。

第21条 この会の会則を改正する場合は、代議員会で発議し、総会で3分の2以上の賛成を得て、校長の承認を得

て、会長が公表する。

第22条 本会則は昭和49年4月6日より実施する。

(改正、平成10年1月22日)

(改正、平成14年3月22日)

(改正、平成14年10月16日)

(改正、平成20年10月15日)